

謄写料請求書<刑事(被疑者事件を除く)・少年共通>

書式4-B③
2024.4月版

弁護士 (登録番号) 提出日

事件番号: 年()第 号 被告人(少年)名:

謄写料を次のとおり請求します。(疎明資料添付: 謄写枚数及び単価が記載された領収証の写しなど)

謄写 (デジカメ以外)	白黒		枚	カラー		枚	・2色カラーはカラーに記載。
デジカメ 謄写	白黒		枚	カラー		枚	・元の記録が白黒の場合、白黒に記載

全枚数の請求の場合(ただし、下記事件の種類に該当する場合に限る。以下、「否認事件等」という。)

該当箇所に

- 否認事件(一部否認を含む)(刑事事件・少年事件)
- 法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件(刑事第一審・少年事件)
- 原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲役の事件(刑事控訴審)
- 原審の判決の内容が死刑又は無期の懲役の事件(刑事上告審)
- 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件(刑事事件)
- 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件(少年事件)
- 記録の枚数が2000を超える事件(枚数については自身で確認した。)(刑事事件・少年事件)

上記に該当しない場合でも、第一審において第1回公判(審判)前、上訴審において趣意書等の提出前に、解任(取下)等された場合は全枚数の請求が可能です。

200枚を超える部分のみの請求の場合(以下、「通常事件」という。)

枚数以外、特段の記載は不要。上記否認事件部分にチェックがない場合、通常事件での請求として扱う。
・通常事件での請求では、カラー1枚は白黒2枚として算定します。例)白黒190枚、カラー6枚(×2枚)=合計202枚

デジカメ等での謄写について

上記デジカメ謄写(デジカメ等で謄写し、プリントアウトしたもの)があり、実費単価の請求をされる場合は、単価が分かる疎明資料(プリンターのリース契約書の写し等)を添付。
単価の疎明資料の提出がない場合は、原則として定額算定(通常事件としての請求)になります。

否認事件等において、同一事件に複数の国選弁護士(付添人)が選任され、謄写記録の複製を作成した。

・検察官から無償で交付された事件記録をコピーした場合は、複製ではなく謄写になります。算定上は上記のデジカメ謄写欄へ枚数を記載し、単価が分かる疎明資料(プリンターのリース契約書の写し等)を添付してください。

複製枚数: 白黒 枚 / カラー 枚(カラーの記録でも白黒でコピーした場合は白黒に枚数を記載)

弁護士、 弁護士 の分として、自分が謄写した記録の複製を作成した。 左記弁護士の所属会

弁護士が謄写した記録を借り受け、自分の事務所で、自分の分の複製を作成した。 弁護士会

紙以外の記録媒体を謄写した。(疎明資料: 単価及び数量が記載された領収証等) (例)CD、DVD、BDなど

※実費額は単価と枚数を入力すると自動計算されます。数字は半角数字のみ入力できます。

実費額	円	(記録媒体)	単価	円	数量	枚
実費額	円	(記録媒体)	単価	円	数量	枚
実費額	円	(記録媒体)	単価	円	数量	枚
実費額	円	(記録媒体)	単価	円	数量	枚

<法テラス記入欄>

<p>【通常事件】</p> <p>単価 円 × 枚</p> <p>単価 円 × 枚</p> <p>単価 円 × 枚</p> <p>単価 円 × 枚</p>	<p>控除後</p> <p>単価 円 × 枚 = 円</p> <p>単価 円 × 枚 = 円</p> <p>単価 円 × 枚 = 円</p> <p>単価 円 × 枚 = 円</p> <p><input type="checkbox"/> 実費合計 枚 円</p>	<p><input type="checkbox"/> 定額計算(×@20円)</p> <p>円</p> <p><input type="checkbox"/> 上限計算(×@40円)</p> <p>円</p>
<p>【否認事件】</p> <p>単価 円 × 枚 = 円</p> <p>単価 円 × 枚 = 円</p> <p>単価 円 × 枚 = 円</p> <p>単価 円 × 枚 = 円</p>	<p><input type="checkbox"/> 実費合計 円</p>	<p>白黒</p> <p>40円 × 枚 = 円 <input type="checkbox"/> 上限計算</p> <p>カラー</p> <p>100円 × 枚 = 円</p>